

保育所等入所選考基準の 点数を見直そう！

東京都町田市議会 2021年3月 一般質問 諸派 矢口まゆ

2021年度入園申し込みから、派遣社員についての記入欄が一部変更

＜保護者記入欄＞ ※保護者の方は市役所へ提出する前にご記入ください (市役所受付印)

児童名 カナ	生年月日	保育所等名
年 月 日生	<input type="checkbox"/> 台書 <input type="checkbox"/> 入所希望	

※在園・申請中の方で最も年齢の低いお子様についてカタカナでご記入ください

＜事業所記入欄＞ 就 労 証 明 書

町 田 市 長 様

証明日 年 月 日

事業所所在地

代表者名

電話番号

記入者名

フリガナ

就 労 者 氏 名	就 労 者 住 所
勤務先の名称及び所在地・電話番号	勤務地が事業所所在地と異なる場合にご記入ください 電話番号: ()
採用(予定)年月日	年 月 日 (採用・採用予定・入所次第採用)
雇用形態	常勤・非常勤・自営(居宅外・居宅内)・パート(アルバイト)・契約・派遣・内職・その他()
仕事の内容	
危険物の有無(居宅内・子ども同伴就労の場合)	危険なもの状況: (有・無) 有の場合具体的な内容:
勤務日数・時間(固定就労の場合)	AM 時 分 ~ AM 時 分 (実働) 分/日 PM 時 分 ~ PM 時 分 (実働) 分/日 (日/週) 月・火・水・木・金・土・日
勤務日数・時間(変則就労の場合)	勤務日数(日/月)・就労時間(分/日) 勤務形態について記入できない場合は、スケジュール表、またはそのほかの書類を添付してください
証明日から前近3ヶ月の就労実績(実績がない場合は0を記入)	就 労 月 月 月 月 月 月 就 労 日 数 日 日 日 日 日 日 総 文 給 額 (実績に基づき支給額) 円 円 円 円 円 円
産前・産後休暇期間	年 月 日 ~ 年 月 日
育児休業期間(育児休業法に基づき休業)	年 月 日 ~ 年 月 日 雇用形態が派遣または契約の場合 育児休業復帰後の勤務先が決定して (いる・いない) 決定している場合の勤務先名称()
休職期間(上記以外の休職の場合)	年 月 日 ~ 年 月 日 休職理由 病気 その他() 怪我
今後勤務時間・勤務日が変わる場合	入所後、契約が時間・日数が増える場合又は減る場合、変更後の予定をご記入ください(育児時間記入不要) 年 月 日 ~ 年 月 日 日より変更予定 入所次第変更予定 AM 時 分 ~ AM 時 分 (実働) 分/日 PM 時 分 ~ PM 時 分 (実働) 分/日 月・火・水・木・金・土・日 (日/週) 不定期の場合(勤務日数(日/月))

就労証明書に関するお問い合わせ先:町田市役所 保育・幼稚園課 TEL: 042-724-2137 2010

育児休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
育児休業復帰後の勤務先が決定して (いる・いない) 決定している場合の勤務先名称()	
育児休業理由	病気 ・ 怪我

これまでは、雇用形態が派遣または契約であっても、復帰後の勤務先の決定を問う欄、勤務先名称の記入欄は無かった。

変更により、派遣もしくは契約の場合には 最大 6 点のマイナスに

- 新年度入所希望の場合には、締め切りが12月である。その時期に4月以降の勤務先が決まっているケースは稀である。
- 例) 月20日以上8時間以上の勤務をしている派遣社員、契約社員が、育休後にこれまでと同じように働きたいと考えても、12月の締め切り時点で確定していない場合には“求職”扱いになり、これまでは10点と判定されていた点数が4点となってしまう。



市としては、実際に4月になった時に勤務先が決まっていない場合もあるため、できるだけ勤務先が決まっている方を優先して入所させたい。

勤務先が決まらないまま退園となってしまうケースは、実際にはどの位あるのか。

- 派遣社員、契約社員は、4月に入所できなかった場合には、“保育園が決まっていない”という理由でさらに勤務先が決まりにくくなってしまい復職が非常に困難になる。
- そういった事を考慮すると、求職中の4点とするのはあまりに点数が低いように感じる。
- ここまで点数を低くするのであれば、そうせざるを得ない理由を説明して欲しい。

そこで質問→実際に勤務先が決まらず、そのまま働くことが出来ずに退園となってしまうケースはどれだけあるのか。

親の介護等をしながら仕事もする場合の点数の計算について

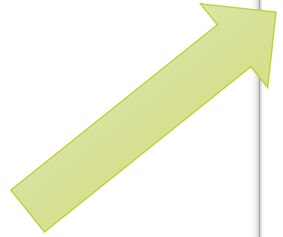
- 高齢出産が増えていることもあり、子どもが小さな時に親の介護が必要になることが増えている。
- 例) 介護を毎日 2 時間+仕事を月 18 日 1 日 6 時間

この場合、居宅外労働の類型で 8 点とみなされる？しかし、毎日の介護 2 時間を考慮すると、満点の 10 点で良い位保育を必要としている状況であると考えられる。

介護と仕事をどちらも行っている場合には、その合計時間を考慮した点数配分にするなどの対応が必要では。

その他、 必要性や根拠について 再検討して欲しいもの

- 居宅内労働の場合には指数が最高でも9点（居宅外労働では10点）
- 指数が同数の場合の基準で、“母親の指数が高い者”が優先される



別表第3(第10関係)

選考指数が同数の場合の基準

適用順序	基準
1	入所選考基準表における保護者の指数が高い者の順
2	入所選考基準表における母親の指数が高い者の順
3	入所選考基準表における母親の類型番号による次に掲げる順 (1) IX不存在 (2) IV疾病、負傷又は心身障がい (3) VI災害 (4) I居宅外労働 (5) II居宅内労働(内職(細目4)に該当する場合を除く。) (6) V介護又は看護 (7) III出産 (8) II居宅内労働(内職(細目4)に該当する場合に限る。) (9) VII求職 (10) VIII就学
4	入所選考基準表における母親の細目番号が小さい者の順
5	市内に居住する者であって市外の保育所等において保育の利用の継続が不可能な者(管轄の市区町村長に保育の利用の継続を拒否された者に限る。)
6	申込児童の兄弟姉妹が在所する保育所等又は兄弟姉妹が第14の規定により優先入所する予定の保育所等に入所(転所を除く。)を申し込む者
7	同一の選考において同じ入所日を希望する複数の申込児童の入所を申し込む者
8	条例別表に規定するA階層の者
9	条例別表に規定するB階層又は両親不存在の者
10	保育所等の利用者負担額の算定に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が低い者の順
11	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要とすると認められる者

備考 選考指数が同数のときは、順位が決まるまで、上記の基準を番号順に当てはめて選考する。
 適用順序7において、「同一の選考」と見なされないものについては、4月1次選考と2次選考、特別選考(実施する場合)と通常選考などが該当する